

## 委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

### （ 1 ） 提言とりまとめ以降の状況

- 1/17：第 16 回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：運営会議
- 1/24：第 17 回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 1/29：第 21 回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 2/24：第 18 回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 2/24：第 1 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 3/ 8：第 1 回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/ 8：第 1 回利水部会：〃
- 3/ 8：第 1 回環境・利用部会：〃
- 3/10：運営会議
- 3/27：第 2 回利水部会：説明資料に関する意見交換
- 3/27：第 2 回治水部会：〃
- 3/27：第 2 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 3/27：第 2 回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の 3 つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- 3/27：第 19 回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- \*4/10：第 3 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- \*4/10：第 3 回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）
- \*4/11：第 3 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- \*4/14：第 4 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

- \*4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- \*4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）
- \*4/18：第4回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- \*4/18：運営会議
- \*4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- \*5/10：運営会議
- 5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明

（\*は3頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

## （2）テーマ別部会の設立について

第18回委員会（1/24）においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議（2/6）にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会（2/24）にて決定された。

## （3）委員の追加、退任について

2/1：全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員3名が退任。

3/27：本人の希望により、委員1名が退任。

環境経済学（委員退任に伴う補充のため）を専門とする委員1名と行政法（補強のため）を専門とする委員1名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員1名が住民参加部会に所属を追加。

## （4）今後の予定

<委員会>

注：6/20：第22回委員会

注：7/12：第23回委員会

<部会>直近の部会のみ記載

5/19：琵琶湖部会

5/27：住民参加部会

5/29：環境・利用部会

5/31、6/3、6/5：治水部会（日程調整中）

5/31：利水部会（開催日変更の可能性有）

5/31：淀川部会

5/31：猪名川部会

注：第22、23回委員会の開催日が当初予定から変更となっています。

第22回委員会（6/27→6/20）、第23回委員会（7/15→7/12）。

## 委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

### < 運営会議 >

第 22 回運営会議（2003. 4. 17 開催）結果報告 ..... 4

第 23 回運営会議（2003. 5. 10 開催）結果報告 ..... 5

### < 委員会 >

第 20 回委員会（2003. 4. 21 開催）結果概要（暫定版） ..... 6

### < 環境・利用部会 >

第 3 回部会（2003. 4. 10 開催）結果概要（暫定版） ..... 11

第 4 回部会（2003. 4. 17 開催）結果概要（暫定版） ..... 22

### < 治水部会 >

第 3 回部会（2003. 4. 10 開催）結果概要（暫定版） ..... 26

第 4 回部会（2003. 4. 14 開催）結果概要（暫定版） ..... 31

### < 利水部会 >

第 3 回部会（2003. 4. 14 開催）結果概要（暫定版） ..... 36

### < 住民参加部会 >

第 3 回部会（2003. 4. 11 開催）結果概要（暫定版） ..... 39

第 4 回部会（2003. 4. 18 開催）結果概要（暫定版） ..... 44

注：上記の委員会および各テーマの結果報告については、既にお送り済です。  
5/16 委員会資料としては結果概要を掲載する予定で作業中です。

開催日時：2003年4月17日（月） 17：30～20：00

場 所：京都リサーチパーク 2階 ルーム3

参加者数：委員 8 名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、河川管理者 3 名

## 1 検討内容および決定事項

### ①テーマ別部会の開催状況の確認および今後の進め方

各テーマ別部会長より、これまでの開催状況や今後の進め方について報告が行われた。

### ②原案審議の進め方について

下記の内容を第 20 回委員会(4/21)にはかることとなった。

<検討の視点、役割分担>

- ・ 「整備計画の考え方が提言に即したものとなっているか」という視点で「計画の基本的な考え方、骨子等」を中心に検討する。
- ・ 重要な整備内容（各部会にて判断する）については実施や検討の妥当性について検討する。その他の施策は留意点（具体化の方針、検討内容の示唆など）がある場合には検討する。
- ・ テーマ別部会は各テーマの視点で、地域別部会は各地域の視点で検討する。

<意見書イメージ>

- ・ 整備計画原案の項目に沿って意見を記述する。委員個人の反対、付帯意見も添付する。

<全体スケジュール>

- ・ 個別ダムの説明は十分な時間が必要なので、第 20 回、21 回委員会の 2 回に分けて行う。
- ・ テーマ別部会は、6 月委員会にて中間報告、7 月委員会にて最終報告を行う。
- ・ 地域別部会は、7 月委員会にて中間報告を行う。
- ・ 9～10 月に委員会としての意見書を河川管理者に提出することを目標とする。

### ③当面の会議について

- ・ 第 20 回委員会（4/21）では、テーマ別部会の状況報告、河川管理者によるダムの説明および質疑応答を行う。また、河川管理者にダムに関する資料について十分な時間をとって説明頂くため、開催時間を 1 時間延長し、17:30 終了とする。
- ・ 第 21 回委員会（5/16）では、住民参加部会から提出される住民参加に関する提言案の検討、河川管理者によるダムの説明および質疑応答を行う。また、河川管理者にダムに関する資料について十分説明頂くため、開催時間を 1.5 時間延長し、18:00 終了とする。
- ・ 第 22 回委員会を当初予定の 6/27 から 6/20 頃に、第 23 回委員会を当初予定の 7/15 から 7/12 に変更する方向で再度、日程調整を行う。

## 2 今後のスケジュール

- ・ 次回運営会議は 5/10（土）14:00～16:00 に開催する。また、第 24 回運営会議を 6/2 に、第 25 回運営会議を 6/16 に開催する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年5月10日（土） 14:00～16:30

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 4階 研修室3

参加者数：委員8名（委員長、琵琶湖部会長代理、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長代理）、河川管理者3名

## 1 検討内容および決定事項

### ①今後の進め方

＜全体の進め方について＞

- ・ 第21回委員会（5/16）開催後、地域別部会とテーマ別部会を並行して開催する。
- ・ 原案（説明資料含む）の審議では、テーマ別部会は流域全体に係わる内容（実施場所が明記されていない事業等）、地域別部会は個別事業（実施場所が明記されている事業）を検討する。
- ・ 第21回委員会後に追加を検討していた委員会（全委員に4/25付けFAXにてご都合をお伺いしていたもの）は開催しない。
- ・ 第22回委員会を6/20（15:00～18:00）、第23回委員会を7/12（13:30～16:30）に開催する。
- ・ 第22回委員会（6/20）で、河川管理者より説明資料（第2稿）が提出される。

＜地域別部会、テーマ別部会の開催＞

当初予定に加えて下記部会の開催予定が下記のとおり決まった。

- ・ 淀川部会：5/31（16:00～19:00 注：猪名川部会と同時開催）
- ・ 猪名川部会：5/31（16:00～19:00 注：淀川部会と同時開催）
- ・ 環境・利用部会：5/29（13:30～16:30）
- ・ 治水部会：3候補日時 5/31（10:00～12:00）、6/3（13:30～16:30）、6/5（14:30～17:30）について委員のご都合をお伺いして決める。
- ・ 利水部会：5/31（13:00～15:30）を候補とするが、利水者に需要実態についてお話し頂く予定であるため、利水者の事情によっては日時変更となる可能性がある。
- ・ 住民参加部会：5/27（13:30～16:30 注：15:00～18:00に変更の可能性有り）

### ②第21回委員会（5/16）の進め方について

- ・ 主な議題は、「住民意見聴取・反映に関する追加提言について」「ダムに関する説明と質疑応答」とする。
- ・ 「ダムに関する説明」では、前回委員会の説明で委員に意図が伝わらなかった部分について、冒頭で河川管理者から説明頂く。ダムについて120～130分で説明頂いた後、休憩を30分程度とって質疑応答を50分程度行う。

### ③その他

- ・ 委員の所属以外の部会への参加について、地域別部会もテーマ別部会と同様（当該部会委員と同等に議論に参加。定足数には含まれず議決権はない。謝金、交通費等は支払わない）とする。
- ・ 委員会の議論の促進策として、Q&A集の作成等が望ましい。

## 2 今後のスケジュール

- ・ 第24回運営会議を6/2（月）17:00～19:00、第25回運営会議を6/27（金）14:00～16:00に開催する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

# 淀川水系流域委員会 第 20 回委員会 結果概要（暫定版）

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003 年 4 月 21 日（月） 13：30～17：40

場 所：大津プリンスホテル 3階 プリンスホール

参加者数：委員 42 名、河川管理者 24 名、一般傍聴者 296 名

## 1 決定事項

- 資料 1-3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」に対して意見のある委員は 5/7(水)までに提出する。

## 2 審議の概要

### ① テーマ別部会についての状況報告

資料 1-1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」、資料 1-2「テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）」、資料 1-3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」に基づき、各テーマ別部会の状況報告が行われた。

### ② 今後の進め方

資料 2「原案審議の進め方」に基づき、今後のスケジュール等について説明が行われた。“7 月の委員会の審議項目に地域別部会の中間報告”を追加する等の修正を加え、資料 2 に基づく進め方が確認された。この他、「テーマ別部会に提出された意見についても委員全員で共有できるようにしてほしい」との意見が出された。

### ③ 説明資料（第 1 稿）のダム部分に関する説明

河川管理者より資料 3-1「ダム計画の見直しの考え方」、資料 3-2「川上ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「天ヶ瀬ダム再開発計画の見直し案説明資料」に基づき説明が行われた。主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

### ④ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、「今日のダムに関する説明は“ダムは原則として建設せず…”という提言の上に考えられたものではないのでは」「流域委員会の 2 年間の議論を十分反映し、ダムの見直しを行うべき」「ダム建設コスト、費用の分担等を市民にも分かるように明示すべきである」等の発言があった。

## 3 主な意見交換

### 説明資料（第 1 稿）のダム計画見直し案に関する意見交換

河川管理者より資料 3-1「ダム計画の見直しの考え方」、資料 3-2「川上ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「天ヶ瀬ダム再開発計画の見直し案説明資料」に基づき説明が行

われ、それに関する意見交換が行われた。

#### i) ダム計画見直しの考え方

治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。以上の認識に基づき、他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境の影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。淀川水系の特性に鑑み、特に「琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響」「狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害の軽減」「近年頻発している渇水に対する安全度の確保」「既存ダム群の再編成」に留意し、ダム計画の見直しを行う。

#### ii) 川上ダム計画の見直し案

- ・ 過去の災害と木津川の河川整備の現況
- ・ 木津川上流域（上野地区）の河川整備計画の考え方
- ・ 浸水対策の検討（対象洪水：昭和 28 年 13 号台風洪水、昭和 40 年 24 号台風洪水）
- ・ 浸水対策案：河道内貯留案、上野遊水地掘削拡大案、遊水池新設案、水田嵩上げ案、滞留掘削嵩上げ案、耐水型街づくり案（ピロティ案）、複合案（上野遊水地掘削拡大案＋ピロティ案）、複合案（ピロティ案＋一部（大規模工場）輪中案）、ダム案
- ・ 対策案の評価（ダム案以外は 40 年以上の期間が見込まれるなど地元合意を得ることは実態的に不可能）
- ・ 川上ダム案の有効性と現計画の見直しの方向性（治水、利水、ダムの環境保全対策）
- ・ 今後の検討事項（貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査を実施、土砂移動の連続性を確保するための方策の検討、利水について早急な水需要の精査確認）

#### iii) 天ヶ瀬ダム再開発計画の見直し案

- ・ 琵琶湖の浸水被害の特徴、実績、被害シミュレーション
- ・ 琵琶湖の放流操作（瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム）
- ・ 瀬田川・宇治川の流下能力増加（天ヶ瀬ダムの放流能力の増強、瀬田川の流下能力の増加、宇治川の流下能力の増加）
- ・ 代替案の比較（制限水位の低下、ダム・遊水池、内湖復活、水田貯留、森林の整備、瀬田川洗堰の全閉、放流制限を止める、湖岸堤の新設、内水排水ポンプの新設・増強）
- ・ 天ヶ瀬ダム再開発事業が環境に及ぼす影響
- ・ 今後調査・検討しなければならない事項（既存施設の活用した放流方法の検討、放流方法の変更に伴う環境への影響、貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査、土砂移動の連続性を確保する方策の検討、利水について早急に水需要の精査・確認）

## < 委員からの主な意見 >

### ○ 全般的な意見

- ・ 川上ダムも天ヶ瀬ダムもゴールが「浸水被害の解消」になっている。提言の「破堤による壊滅的被害の回避」「地域特性に応じた治水安全度の向上」「環境に配慮した治水」が反映されていないのではないか。
  - 提言を受けた説明資料（第1稿）では治水対策として「堤防強化」と「狭窄部上流に対する安全度の確保」をあげた。ダムはこの「狭窄部上流に対する安全度の確保」するための対策であり、提言の「地域特性に応じた治水安全度の向上」に当たると考えている。（河川管理者）
- ・ ダムや堤防といったハード対策にのみ頼らず、流域社会の構造を災害に強い形にするソフト対策が反映されていない。
  - 今回はダムというハード対策に限って行った。説明資料（第1稿）であげた情報システムの整備等がソフト対策に対応する。（河川管理者）
- ・ 治水・利水とともに環境を目的に掲げた河川法改正や提言内容が反映されていない。決して環境に配慮しながら治水、利水をせよというのではない。例えば、このダムについては自然環境を考慮することができないというのであれば、そう言って欲しい。
- ・ 総合治水と言う文言は書いてあるが、不十分である。河川管理者が十分な提案ができない理由に次の2つがある。1つは、河川しか見ていない。川上ダムの場合、550箇所の溜池の嵩上げ、395haの水田の遊水池化は確かに無理だが、地域を面的に見た場合、この部分は溜め池として、ここは遊水池といった地域で少しでもダムを小さくできるだろう、という現実的な案ができるはず。もう1つは、これまで地元の方の納得を得てやってきた知恵があるのに、これからの遊水池はゼロであるというように地域の人々の意識や社会の仕組みに関するイメージがないためである。是非、その点は考えて欲しい
- ・ 雨水とどう付き合うなど地域の姿、人の姿が見えない
- ・ 住民の合意を得るプロセスが一切書かれていない。
- ・ 住民に対しても「川の中だけではできない」、ということを示すのが河川管理者の使命。その場合、大きな降雨があった場合、これだけ減らしますよ、というのはあるが、これだけ浸かりますよというのでも示して欲しい。こうすれば大丈夫というデータだけでは住民側の対応も期待できない。
- ・ 一級河川直轄区間以外（指定区間等）における対応が示されていない。水系の一貫管理の観点から整合を取って欲しい。
- ・ 総合治水については理想を提言しているが、現実には私権の制限を行うような法律がないとできない。その中で理想に向かって動くのだけれど、当面の策はこうしていくという説明が必要なのでは。できないことはできない説明をもっとうまくされてはどうか。
- ・ 今回のダムに関する資料は第1稿だと考える。第2稿、第3稿を期待したい。今回の説明が川上ダム、天ヶ瀬ダムの方針決定ではないと理解して良いか。
- ・ 委員会が判断しなければいけないのはダムをどういう風に造るかではなく、造るか、造ら

ないかを判断したいので、判断材料となるような説明をして欲しい。

#### ○ 検討プロセス、代替案の比較について

- ・ 今日聞いた代替案は「これで全てか」という感じを受けた。例えば、多目的ダムにおける治水以外の利水、発電といった機能面からの検討、代替案の提示等が不十分ではないか。  
→本日は利水についてほとんど触れていない。水需要について精査・確認中であるのでまた改めて説明したい。発電についても同様である。(河川管理者)
- ・ なぜ、ダムと他の対策を比較するのか。他のものも含めてダム自身を小さくしていくという考え方はできないか。また、水系の暮らしを含めて変えていこうという考え方ができないか。
- ・ 費用対効果分析の結果および根拠が提示されていない。また、代替案の比較を分かりやすくマトリックス等に整理して欲しい。(ランニングコスト、環境への影響の定性的評価等を含めて)  
→後日提示する。(河川管理者)

#### ○ 環境保全について

- ・ ダム開発における環境に対するスタンスの総合的なビジョンが示されていない。今回の資料では、事業アセスでこのような環境保全措置を取ると書いてあるのとほとんど変わらない。この流域全体で、どのように環境のことを考えていくのかといった全体計画を説明資料の中で書いていくことが重要。
- ・ ダム湖の水質対策については、一庫ダムでも行われているが、本当にうまくいっているのかどうかをきっちり踏まえて、流域内のダムをどうするのかというような全体的な計画が欲しい。

#### ○ 追加資料、データ等

- ・ 土地利用の変化については将来的にも十分検討した上で、それに対応した流出量変化を考慮したシミュレーションを重ねながら見ていくことが重要。  
→今後、土地利用の状況において流出量も変化すると考えられるので対応したい。(河川管理者)
- ・ シミュレーションの結果に、実際にその規模の降雨が起こりうる可能性も示して欲しい。  
→確率の評価は現在手元に資料が無いので、後日提示する。(河川管理者)
- ・ 昭和 36 年の時点ではなく、現在の施設の状態でどのような被害がでるかを提示して欲しい。
- ・ 水需要の精査・確認を早急に出して欲しい。
- ・ 利水のコストアロケーションが明示されていない。
- ・ 治水については詳細に被害状況等が記述されているのに、利水については濁水状況の説明もなにもない。

- ・ 川上ダム費用について、実際にこれまで使ってきた額と、今後ダムを建設する場合に使う費用、予想通り行くのかどうかの見通しも含めて示して欲しい。  
→川上ダムについては全体の事業費が850億円でこれまで400億円あまりの費用が投入されている。今後、貯水規模により費用は変わってくるので、今、これくらいとは言えない。  
(河川管理者)
- ・ ダム建設事業費に補償費等が含まれていないのでは。また、内訳、算出根拠についても提示して欲しい。  
→事業費には補償費等も含まれている。内訳は次回委員会までに提出する。(河川管理者)

## ○ 各ダムについての意見

- ・ 宇治川の問題について、流下能力の向上に伴う環境に配慮した河川整備の具体的な工事手法が提示されていない。結局は疎通能力を大きくする＝掘削をすることなのか説明願いたい。景観対策など幅広い意見を汲み取りながら進めて欲しい。  
→前々回の治水部会で説明させていただいた。ただし、天ヶ瀬の再開発や下流の堤防対策を踏まえて実施すると書いているので、今後実施する際に、住民の方々に説明し、意見を聴き、流域委員会にも諮りたい。(河川管理者)
- ・ 川上ダムについて、3つの川のうちの一つの支川に川上ダムをつくるだけで、狭窄部による水害が解消できるのか疑問。もう少し水田とか森林とかいろいろなところに分担させて、それでもなおかつダムが必要という総合的な考え方も必要。また、伊賀地域の非常に複雑な気象条件や3つの川が合流するという流域の水文特性というものをもう少し分析する必要がある。
- ・ 平成7年5月の琵琶湖の浸水については制限水位がプラス30cmになったことによる浸水被害であり、それ以前の被害とは状況が異なるため、全部1つに括って浸水被害とするのは問題ではないか。

## 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から発言があった。

- ・ 提示されたダムの見直し案は、「ダムは原則建設しない」という提言に基づいて考えられたものではないと感じた。「ダムが必要である」という結論に誘導する見直し案である。
- ・ 今回説明されたダムの見直し案には流域委員会での2年間の議論が反映されていない。
- ・ 川上ダムは最終的な総事業費の見通しが立たないまま建設が進められている。ダム建設コスト、費用の分担等を市民にも分かるように明示すべきである。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第3回 環境・利用部会（2003.4.10開催）結果概要（暫定版）

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003年4月10日（木） 13:30～16:30

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール

淡海7・8（全体会議・水質班）／淡海9（利用班）／淡海10（自然環境班）

参加者数：委員20名、他部会委員3名、河川管理者22名、一般傍聴者157名

### 1 決定事項

第4回部会（4/17）は全体会議とし、各検討班リーダーから報告頂く内容や検討班間で相互に関連する問題等について議論する。

### 2 審議の概要

#### ①今後の進め方について（全体会議）

部会長より説明があり、部会全体での今後の進め方等について確認された。意見交換の内容については「4 主な意見」を参照。

#### ②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換（検討班別）

自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて資料2-2「論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容」等をもとに委員間や河川管理者との意見交換が行われた。各班の意見交換の内容は「4 主な意見」を参照。

#### ③一般傍聴者からの意見聴取（検討班別）

- ・自然環境班：なし
- ・水 質 班：一般傍聴者1名より「水質調査におけるDOと深さの重要性」「水質協議会等への要望」に関して発言があった。
- ・利 用 班：一般傍聴者1名より「高水敷のグランド利用の現状」「河道内にある樹木の伐採の方針」「河川利用委員会の実態」に関して発言があった。

### 3 今後の予定

第4回環境・利用部会を4月17日（木）13:30～16:30に開催する。

### 4 主な意見

冒頭、全体で今後の議論の進め方等について確認が行われ、その後、自然環境、水質、利用の3つの検討班に別れて意見交換が行われた。

#### 全体審議

今後の進め方について

- ・第20回委員会（4/21）では状況報告にとどめ、方向性提示をめざす。委員会後2回程度部会を開催し、ダムを含めた新たな説明資料をもとに議論していきたい。
- ・今後、テーマ別部会と地域別部会はどのような関係で進んでいくのか。
  - テーマ別部会では全体的な考え方、あり方の議論を進めており、個々の流域における具体的方策について検討することは困難である。地域別部会ではテーマ別部会の全体を通しての考え方から、地域に応じた問題点を議論することになると思う。
  - 4/17の運営会議にて、テーマ別部会と地域別部会をどのように進めていくのかについて、検討される予定。（庶務）

### 委員からの提出意見の取り扱いについて

- ・以前より、委員から説明資料（第1稿）に対する意見を提出しているが、提出した意見に対する評価が明らかにされていない。各委員の意見の対比等、整理をお願いしたい。
  - 取り扱いについては、今後委員会等でも検討していきたい。（部会長）
  - 自然環境班では部会の前に全ての意見を精読し、整理、検討を行い、その結果を具体的な資料として出している。（自然環境班リーダー）

### 検討班別審議

#### a．自然環境班

リーダーより、資料2-1『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」の自然環境班の論点の部分に用いて説明が行われ、特に理念や大枠の考え方と具体策について議論を行うことが確認された。

#### <主な意見>

##### 川が川をつくる理念について

- ・川の物理的な作用として、川が自然に流れて攪乱が起き、そこに生物の育まれる環境ができ、生物多様性が生まれる。やがて、そのような河川に人間が様々な思いを抱くことになるが、まずは、物理的な側面から、いくつかの段階にわけて整理して議論した方がよいのではないか。
  - はっきりと区別して分けて議論するのは難しいのではないか。全ての段階を含めて、1つとも考えられる。
  - 物理的なモデル段階について分けて議論する時ためには、河口域をモデルにして議論すればわかりやすいのではないか。河口域には、物理的要因によって干潟ができ、生息空間や浄化作用が形作られている。
- ・河川に流れる土砂量と水量が変化し、掘削が行われる。ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間が必要。また、なだらかな水辺移行帯がも必要。「川が川をつくる」理念を実現できる可能性があるのは、広大な氾濫源と砂の供給がある木津川くらいではないか。淀川では、人の手助けがかなり必要だが、生物が生息できる場所はつくっていけるだろう。
- ・現に今、「川が川をつくっている」モデルがあれば、川の本来の姿理想的な場所として、そこを守っていかなければならない。
- ・はじめから、理想的な箱物を完全に作り上げてしまおうとせずに、最後の仕上げの部分は川に任せればよい。10年後、20年後つぶれてもかまわない。楠葉のワンドでは、ある

程度まで工事して、あとはそのまま放ってある。現在、徐々に昔のワンドの雰囲気に戻りつつある。

- 水位が上昇すると浅い水域が広がっていくような、緩やかな水辺移行帯が必要だ。
- 川の原点は山にあるのではないか。2) ②「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発」として、森林の保全が必要だ。川に悪影響を与えない、むしろ川によい影響を与えるような森林の公益的広域的な森林機能の見直しが必要。
- 普通種を保全することが、貴重種や絶滅危惧種の保全にもつながる。普通種が幅広く生息していけるを保全するためのような改善策が必要だ。

→琵琶湖のタナゴが減少し、タナゴが補食している藻類が増加してきている。タナゴの市場価値は低いが、食物連鎖の中で役割を持っている。普通種を守ることが、生態系システム全体を守ることにつながる。

- 人間の都合を優先して川に手を加えてきた結果、現在の川ができあがってしまった。「川が川をつくる」とは、自然本来の姿を見極めながらやっっていこうということだと理解している。
- 多自然型川づくりの反省が必要。
- 人と川の係わりのタイムスケールを考えた場合、これまでに人間は川に手を加えており、これからも川に手を加えなければ住んでいけない。「川が川をつくる」、といっても条件付きの議論であることも忘れてはならない。完全に自由になることなど非現実的であり、再生能力を維持する、許容される範囲で変動する、ということではないか。
- 人間の都合を優先して川に手を加えてきた結果、現在の川ができあがってしまった。「川が川をつくる」とは、自然本来の姿を見極めながらやっっていこうということだと理解している。
- 多自然型川づくりの反省が必要。

#### 言葉の定義について：提言が目標としている「1960年代前半」とは？

- 提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半目標としてを強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。

→単一の目標や指標を設定するのは大変難しい。モニタリングとフィードバックを実施して順応的に対応していけば、単一の目標や指標を示さなくても決めなくてもやっっていけるのではないかと考えている。(河川管理者)

→ダム放流によって、流況変動を引き起こして、川のダイナミクスを取り戻せないか。いずれにせよ、モニタリングの技術開発と効果の検証(生物群集の多様性が向上しているか/生息域(habitat)の多様性が向上しているか/物理環境の多様性が向上しているか)が必要。

→モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。

- 1960年代の淀川左岸には約150個(?)のワンドがあった。せめて30~50個くらいは復元してほしいと思う。その際には、緩傾斜面のある水辺移行帯が必要。
- 1960年代の川には確かにあった「生活のにおい」が、今は消えてしまった。無機質な川になってしまっている。

### 住民参加の反映について

- ・具体的な整備内容シート 環境-12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないか。もう少し、詳しく書くべき。  
→まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。(河川管理者)
- ・本流域委員会は規模が大きすぎる。地先の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り、そこに任せてはどうか。

### モニタリングの計画、予算措置

- ・具体的な整備内容シート 環境-6 瀬田川の水辺再生整備に関して。スケジュールによれば、委員会に意見を聴く期間が半年程度となっている。これでは、モニタリングが実施できない。記載されている事業費には、モニタリングのコストは含まれているのか。  
→モニタリングのコストは含まれていない。別途必要になる。(河川管理者)

## b. 水質班

資料 2-1 『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点についての水質班の論点部分をもとに、河川管理者と意見交換が行われた。

### 環境の時代にふさわしい、河川管理のあり方について

#### <管理のあり方について>

- ・これからは施設整備よりも管理の時代であり、既存の施設をいかに有効に機能させるか、である。今後、河川局の仕事の一部として管理面がどの程度のウェイトを持つのか、また河川整備計画の中に入り得るのか。  
→そのような認識は持っており、管理のウェイトは高くなる傾向にある。(河川管理者)
- ・都市用水や環境用水のように量を流すことで質が良くなる場所もある。そういった観点に立てば、河川管理者が管理できる部分はかなりあるのではないかと。  
→環境基準も時代とともに調査項目や類型が増えてきている。環境基準をよりよいものにしていくこととどう違うのか。(河川管理者)  
→環境基準は河川法上の問題ではなく他の省庁が管理する基準値である。河川サイドとして目的に応じた水質基準を設定することは可能ではないかと思っている。今後25年間も月に一度の測定で年平均値を出して環境基準値をチェックする水質管理を続けるのか。

#### <ポジティブな水質のマネジメントを>

- ・現在の行政の環境基準をもとにした調査データを見て、市民の実感として「本当かな」と思うことがある。計測の頻度、地点、調査項目など方法に問題があるのでは。新規の汚染物質に対してこれまでの水質管理は全て後追いだったが、これからはポジティブな視点でモニタリング、規制、指導等の水質マネジメントを実現してほしい。  
→「ポジティブな水質管理」の具体的なところがわからない。おおもとの物理的環境(河川形状等)に対してポジティブに取り組むことで生態的環境が改善し、それによって水質も変化していくという働きかけはあると思うが、水質の監視をポジティブに、と

いう意味が分からない。(河川管理者)

→得られたデータをどこでどのように評価して使うかにかかわってくる。例えば、水質事故等を監視し、警報や予報などの情報を発信する等が考えられる。委員側では監視(モニタリング)をもっと広く捉えている。

#### <住民のオーナーシップ意識の醸成>

- ・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会でも実現にむけた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。

→水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はあると思う。(河川管理者)

#### <総合的な視点にたった水質管理>

- ・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。

- ・琵琶湖では、河川、農業、都市化等の問題が複合的に湖の水質に影響を与えている。これら複合的に起こる水質問題に、管轄を超え総合的に対応していくための新しい情報システムの構築、事業のあり方等に踏み込んでいく必要がある。

→物質循環の前段階として水循環系が十分わかっていない。水循環系については省庁間での協力の動きも出てきているので、そこを把握することが物質循環の把握につながると考えている。(河川管理者)

- ・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して総合的に管理することが望まれる。

- ・水質と生態系でのデータの把握をどこで区切るかという問題がある。整理、区分しながら、相互に連携していく必要がある。

- ・下水道の高度処理が川をきれいにするための大きな課題であり、合流式下水道の分流化、高度化等も視野に入れておくべきである。

→下水道の高度処理は堤内地の問題ともからんでくる。道路からの汚濁排水など、環境の時代に汚濁浄化のコストを誰が負担するのかといったことが問題となるのではないか。河川管理者は河川外の水質汚濁に対しても他の主体に文句が言えるよう、データと知見を持っておくことが必要である。

#### 環境基準ではない、河川で保持すべき水質目標の設定について

- ・河川管理者として淀川水系を総合的に管理するための水質基準をつくった方がよい。数値以外のものも考えることが必要だ。
- ・行政的に達成せねばならない環境基準ではなく、住民の目視による情報を含めたわかりやすい指標を河川サイドの水質目標として提示できないか。

→個人的な意見だが一定の水質悪化の範囲であれば自然浄化機能で回復できるのではないか。回復できる範囲を超えた場合には何らかの支援が必要となり、それが目標といえる。また自然の浄化機能が働くよう、自然再生の手助けをすることも目標だと考えている。前回調査との比較による改善状況のチェックは最低限行っている。(河川管理者)

・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。

→河川管理者「独自」の水質基準という点に疑問がある。我々が提案した指標が良ければ皆の水質目標となり、ひいては環境基準となるのではないか。「独自」のものを持たなくてよいのではと考える。また、今は独自で基準を設定できる知見がない面もある。(河川管理者)

→環境基準以外のことは認めない、という意味であり、基本的にこれまでの月1回の計測で良いということか。

→数値自体が月1回の環境基準データであって、河川での観測頻度を落とすということではない。(河川管理者)

→「独自」とは河川管理者が管轄外のことに對しても、リーダーシップを発揮してほしいということである。水質基準の設定や提案を外に向かって発信していく姿勢が必要である。

→河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。

→基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。(河川管理者)

## モニタリングの実施と展開について

### <目指すべき方向と可能性>

・洪水、渇水時については、流域での統合的水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）でそのような管理が可能かどうか懸念している。

・河川環境の項目では、モニタリングを重視しているが、そこから踏み込んだつながりについては分かっていないところがある。ご教示願いたい。(河川管理者)

→流域に整備されている光ファイバー網等を利用するなど、現在ある機能を活用し、データを集積管理するだけで時間方向の変化が見えてくる。月に1回調査する環境基準的なモニタリングから発想を変え、日々管理、監視することが大切である。同時に常時精度の高いデータを計測できる観測機器の設置を目指すことも必要である。

→自動監視によるデータを1時間毎にHP等で公開するなどの取り組みはやり始めている。しかし、データの精度、項目の追加など技術的な部分で解決していくべき問題があり、当面公開できるデータは物理化学的なデータにとどまらざるを得ない。(河川管理者)

→計測機器の精度は日進月歩で進歩しており、また安価になってきている。それらの計測機器を多量に設置することで点から面的な情報収集が可能となりつつある。それら

の面的情報を発信することで各コミュニティが独自の情報を相対的、立体的にとらえることができ、行政的な政策と離れたところで社会と河川環境との関連性を広く長期的に捉えられる仕組みとなる可能性がある。また、多数の計測機器間の整合をとっていく必要が生まれ、その仕組みの中で技術的な問題解決も可能になるのではないか。

- ・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないか。

#### <水質を幅広く捉えるべき>

- ・水質を物理的、化学的に測れるものだけと捉えず、例えば、プランクトンのような水生生物については量だけでなく種のモニタリングも今後重要になってくる。水質というものを底質も含め、大きく捉え、常に対応できる基本的な姿勢が必要である。但し、種を網羅して記載するだけの発想では水質を総合的に捉えることはできない。  
→水生生物調査等を増やしてきてはいるが、物理化学的な調査と比べ生物化学的な調査頻度は少ない。調査の歴史も浅いため種の変化について判断し得るだけのデータが蓄積されていないのが実情である。(河川管理者)

#### <人材育成の必要性>

- ・モニタリングで欠けているのはソフトな部分、データを総合的に把握出来る人材である。河川管理者の中にそのような人材を育成すべきである。同時に分かりやすい形での情報公開を進め、外部の人材も巻き込むシステムづくりが望まれる。ハードの整備だけでは限界がある。  
→そのような広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)  
→物理、化学、生態すべてを見ることのできる人材の育成は難しいのでみんなで見ていく方向、情報の公開、共有が重要と考えている。(河川管理者)  
→感性として自然を総合的に見ることのできる人の育成は可能だと思う。デスクワークだけでなく、フィールドワークによって自然を理解し、管理できる人が必要である。  
→昔は現場主義だった。現場を見て歩くことの大切さは認識している。(河川管理者)

#### 琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について

- ・説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。(再掲)
- ・洪水、渇水時については、流域での統合的水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）でそのような管理が可能かどうか懸念している。(再掲)
- ・広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理

が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者) (再掲)

- ・既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないか。中身の具体化がないと判断しにくい。
- ・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。

### 水供給と水質

- ・河川管理者は上水道の水源の供給者としての責任を念頭において水質問題に取り組むべきである。
- ・河川法では水利権の付与に当たって水質に関する基準は設定されていないのか。上、下流では取水した水の質が異なる。下流では、浄水処理の項目にある物質は減少しているが、項目外の物質で増加しているものもあり、分かっていない物質が問題である。下流から「上流と同じ質の水が欲しい」と言われたらどうするのか。
  - 渇水時にクレームがあった事例はあるが、これまでに平常では余り聞いたことがない。(河川管理者)
  - 今後、そのような事態が起こる可能性はある。
- ・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。

### 従来実施してきた浄化対策の効果に対する具体的評価、B / Cの実施について

→水質に関わる事業の評価について、実施はしてきたが模索の段階であり、個人的には、水質に関するB / Cの算出方法は定まっていないと認識している。(河川管理者)

### 悪水排除の事業所への立ち入り検査の実績について

→流出元が河川区域以外の場合は調査に限界がある。河川管理者が事業所に立ち入り調査をすることはしていない。各府県の担当部局に原因調査の協力依頼をするが、十分な調査結果が公表されていないのが実情である。(河川管理者)

### その他

- ・説明資料(第1稿)の4章河川整備の方針には地域住民と連携した流入総負荷量管理のための組織の設立、水質モニタリングの支援体制の確立等書かれているが、5章の具体の整備内容には明確には書かれていないところがある。方針として記載されている内容について今後どのように取り組まれるのか。河川管理者の発言に内容との落差を感じている。
  - 5章では整備計画上の構成という意味で記載している。方向性は定まっているが、実現のための具体的なツールを河川管理者として十分持っていないのが現状であり、設立の検討からやっていくという記述にとどまらざるを得ない。(河川管理者)
- ・土砂の移動は物理、化学、生物的には水質の中に大きなウエートを持たない。むしろ河川形状の維持の仕方等にかかわってくると思われる。

## c . 利用班

リーダーより、資料 2-1 『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）』検討の論点について」の利用班の論点の部分について説明、河川管理者から資料 2-4 「舟運」について説明が行われ、意見交換が行われた。

### 高水敷利用（「本来堤内地にあるべきグラウンド等については長期的には堤内地へ移行する」提言の理念を実現するに当たって）

#### <自治体や住民との連携>

- ・ グラウンド等の高水敷利用を積極的に推進している自治体に対し、「本来堤内地にあるべきグラウンドなどは堤内に戻す」と提言の内容を一方向的に押し付けるだけで良いのか。十分な話し合いと合意形成が必要である。
- ・ 流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。
- ・ 高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちとの合意形成を経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。
- ・ 第 1 稿に対する住民、自治体、委員会の意見を踏まえて改定すべきである。  
→第 1 稿に関しては住民説明会を行っている。第一稿に対する意見が住民、自治体から寄せられており、流域委員会からも意見がいただけるものと考えている。我々はそれを踏まえて第 1 稿を改定していく。（河川管理者）

#### <河川利用のあり方>

- ・ 河川利用に当たっての理念は「河川生態系と共存する利用」である。環境と共生できるグラウンド整備のあり方を検討して利用促進すればよいのではないか。
- ・ グラウンドは本来堤内地にあるべきもので、今は堤外地に追いやられている。本来のあるべき堤内地に確保できるようプッシュしてやるべきである。高水敷にグラウンド的な整備をすると、外来種が増え河川環境が変わってしまう。
- ・ 河川環境再生のために高水敷を切り下げると現在の利用形態はおのずと変わるはずである。治水上問題なく高水敷の切り下げが可能な場所の案、切り下げの考え方を河川管理者は提示すべきである。
- ・ 利用面からの観点だけでは不十分である。本来の河川のあり方を踏まえた上で、高水敷利用のあり方を検討すべきである。
- ・ 議論を聞いていると、「河川を利用することが悪いことだ」と受け取った。しかし、そうではなく、利用の仕方が悪かったのであって、「利用」自体が悪いというわけではないはずである。（河川管理者）
- ・ 環境の保全と利用を両立させることが重要である。

#### <河川利用委員会について>

- ・ 利用委員会の実態が不明確である。委員会のあり方、人選・構成等をどうすべきか意見を出して欲しい。（リーダー）
- ・ 利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか

→する。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、新設とは、新たに作るものを、更新は、既に存在するものを指す。既に存在するものを更新する際には、利用委員会にかける、ということをしてここで述べている。(河川管理者)

- 既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか？  
→いいえ。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。(河川管理者)
- 利用委員会に河川管理者が委員として入るのか。  
→河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。(河川管理者)
- 今後、提言の内容を実現する上で利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にし、充実させることが重要である。  
→まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。(河川管理者)

## 舟運

- 河川管理者の説明では整備中の船着場が閘門を挟んで上下流に分断されている。事業費等を考慮すると簡単に閘門を整備できないことは理解できるが、もし災害対策として整備するのであれば、本来は大阪湾と結ばれなくては意味が無いのではないかと。また、閘門が整備されると現在は新淀川に流れていない河川水が閘門を通じて大阪湾にも流出し、周囲の環境にも影響が出るだろう。  
→現状で大阪と京都を河道でつなぐ強いニーズがあるわけではない。舟運計画に関してもう少し検討したい。(河川管理者)
- 航路のイメージがあまりに直線的すぎる。環境に配慮して瀬や淵を整備するといっている一方で、旧来どおりの文字通りの舟運用の水路を想定している点には疑問を感じる。もう少し河道内で蛇行させるなど変化をつけて、環境に配慮して欲しい。  
→環境面への配慮は検討したい。横断形状の修復や河川環境の修復といった意味において、ワンドを修復するなどして、結果的に河川中央部の水深が深くなり、航路として利用出来れば良いのではないかという思いがある。(河川管理者)

## 漁業

- 生態系が良好に保たれていないと漁業維持は出来ない。本当は漁業推進を環境維持活動に結び付けたいくらい。
- 不要になった農業用水用の堰を取り壊すことは検討されないのか。  
→農業用水は環境用水としての性質もあり、農地がなくなったからといって即必要なくなるとは限らない。(河川管理者)
- 堰の管理は農水省と国交省に権限がまたがっており、責任者が不明瞭で対応が難しい。他省庁との連携を検討して欲しい。
- 第1稿に漁業についての項目がない。  
→具体的な方策がなかったので書いていない。河川環境を修復すれば、自然と漁業もよくなるだろうと考えていた。これから項目をおこす方向で検討中である。(河川管理者)

## 水域利用

- ・ 泳げる川・遊べる川ということに関して何か考えておられることはあるか? (リーダー)  
→河川形状の面からは、高水敷から低水路に対する分断を連続性に修復し、人間が水辺に近づきやすい川にしていく。水質の面からは、泳げるような水質に改善したいと考えている。(河川管理者)
- ・ 水面利用協議会の現状について説明をお願いしたい。(リーダー)  
→水面利用協議会は、基本的に水上オートバイに対する地元の苦情および河川管理者の問題意識により、地元自治体、警察、国土交通省等が参加する連絡協議会を立ち上げて3年目になる。水上オートバイの利用に関して地域制限を設定したり、水質等のモニタリングを続けたりしており、今後も続行したいと考えている。(河川管理者)
- ・ カヌーや手漕ぎボートは問題ないが、水上バイク等燃料に油を使うものは漁業の維持にはよくない。

## 水陸移行帯利用

- ・ 水陸移行帯は非常に貴重な空間であるとして、利用、保全、再生を行うべきであると提言しているが、水陸移行帯の整備計画、ゾーニング等に関して河川管理者の意見を伺いたい。(リーダー)  
→河川形状の横断的な連続性修復することは水陸移行帯の整備につながり、その点では提言と一致していると考えている。水陸移行帯に関して線引きすることは分断の発想であり、それは提言の趣旨に一致しないと考えている。(河川管理者)
- ・ 水陸移行帯を作ると現在のグラウンド利用ができなくなる。合意形成が必要である。  
→現在の実施計画では、グラウンドとして利用されている場所に水陸移行帯を整備する予定はなく、基本的に河川管理者が土砂置き場に行っている場所や、荒地になっている場所を中心に整備する予定である。現在グラウンドとして利用されている場所については、利用者とのコンセンサスが取れた場所から高水敷の切り下げを行いたい。(河川管理者)
- ・ 説明シートのイメージ図を見ると水陸移行帯という名の公園整備をしようとしているように見える。水陸移行帯は植生をゾーニングしたり園路を作ったりと固定的な規定があるものではない。  
→説明シートのイメージ図は植物を人工的に植えるのではなく、高水敷を切り下げることによって環境が変化し、結果的にこういった植生になるのではないかという図である。また、単に自然のままに放置しておくだけでなく、場所によっては園路を整備し、人間が近づけるようにする整備もありうると考えている。(河川管理者)

## 堤外民地・不法占拠など

- ・ 高水敷が冠水しないから堤外民地・不法占拠の問題がある。自然のままの川ならば本来起こりえない問題ではないか。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）結果概要（暫定版）

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003年4月17日（木） 13：30～16：35

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員22名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者102名

### 1 決定事項

特になし

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、4/10以降の各部会の状況について説明が行われた。

#### ②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

#### ③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

### 3 主な意見交換

#### ①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。

#### ○自然環境について

<自然環境を回復する際の基準について>

- ・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体（コンソーシアム）をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。
- ・自然環境を回復をしていく基準として、過去の環境資源目録（どこに、どのような生物が、どの程度いたか等の記録）を作成した上で、自然環境をどのようなタイムスケジュールでどの程度まで回復していくのかを考えていけばよい。その際には、自然環境の回復のスケジュールに合わせて5年ごとに期間を区切って、河川敷公園やゴルフ場などの河川利用面も含めて計画を立てる必要がある。

- ・水道の分野では、従来は目標値であった水の色や臭いといった感覚的な項目が水質基準値化されつつある。また、伏流水や地下水を水道水として利用する際にもより厳しい管理が必要となる法律化が進められている。河川や湖沼の水質が保たれなければ、利用者にとって大きなリスクになりかねない。やはり、公共水域においてこれまでの環境基準とは違った水質基準目標が必要になってくるのではないか。
- ・「自然が自然をつくる、川が川をつくる理念」を具体化していくためには、評価するための指標を作っておくべき。そのためにはまず、自然環境について、現在、分かっていること、分かっていないことを整理しておかなければならない。
- ・基準の1つの考え方として、社会的な価値観、考え方をどの程度踏まえるのかが重要になる。生物多様性条約をはじめ、日本にもいろいろな基準の枠組みがある。そういった枠の中に河川整備計画がおさまっているかどうかを検証するのも1つの見方ではないか。
- ・河川環境は、陸の草や木が河川に一方的に入り込まない状態、或いは川床材料が一方的に細くならないような状態といったように、現象が一方に進まないような状態が好ましい。この観点から見て、1960年代の河川環境が本当によかったのかどうか、検討してみる必要もある。

#### <自然環境の回復のプロセスについて>

- ・自然環境の回復や修復を行っていく上で、「豊かな生態系を持った川」があれば良い手本になるだろう。そのためには、人間が手を加えない地域（立ち入り禁止区域）を設定することが必要だ。
- ・保全地域を示した琵琶湖淀川水系全体のゾーニングマップの作成が必要だ。そういったゾーニングができれば、地域ごとにどのような利用計画を立てるかを判断する際の一種の基準になっていくだろう。また、各保全区域での今後30年間の自然の再生計画も必要となる。
- ・提言には、「小洪水でも高水敷が冠水するような河道の横断形状にすることが重要である」と記述されているが、冠水による「攪乱」が重要であり、生態系に影響を与える。「冠水による攪乱を受けやすい河道の横断形状」と修正すべき。

#### ○水質について

##### <水質管理のあり方>

- ・水質は水だけではなく、底質の砂とセットで考えなければならない。表層に流れている水がきれいでも、生態系にとっては底質による影響も大きい。
- ・水質のモニタリングは、機械に頼るだけではなく、人間の目や舌といった感覚・直観を取り入れることも重要だ。
- ・人間の判断力は、ある意味ではすごく正しいが、その反面、油臭い魚を食べ続けると、それが当たり前ようになってしまうということを一方で考えなければならない。
- ・現在の水質の調査項目は非常に限定的。発ガン性物質である多環芳香族はほとんど調査されておらず、水上バイクや漁船等は排ガスの規制もない。より多岐にわたって水質を調査していくべきだ。

##### <琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について>

- ・説明資料(第1稿)には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）を立ち上げて流域内の監視体制や総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関

係を整理する必要もあるだろう。これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。

→現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちっと決め、スタートするという状況にはない。今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければと思っている。(河川管理者)

→現段階では、具体的なところまで決定できていない。説明資料(第2稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。(河川管理者)

- ・河川には様々な化学物質が流れ込んでおり、人間だけではなく、様々な生物への影響が出ている。これまでは人間の生命や健康への影響だけを考慮してきたが、今後は河川に生きている生き物の健康も考えた流域全体での水質マネジメントが必要だ。

<水質における住民参加について>

- ・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。

○利用について

<利用のあり方、目標>

- ・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から50～100mの範囲での堤内地(河川の外)の利用規制を検討するべきではないか。
- ・泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、しっかりと安全教育も考えなければならない。
- ・瀬田川の水面利用については、国が率先してしっかりと利用規制をしていくべきだ。説明資料(第1稿)の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。

<河川利用の目標・基準>

- ・利用のところで、今後どうあるべきかといった理念的なものを、共通認識として、河川利用委員会等につくっていくべきであろう。
- ・河川敷のグラウンド縮小に向けて、1960年代のグラウンド数を数値目標にしてはどうか。

○全体に関する意見

<具体化に向けてのプロセス>

- ・次回の部会では、整備計画後にモニタリングなどを行う委員会は住民や地域が主役となる継続的な委員会でなければならない。この委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。
- ・多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加を推進する手段として、住民が環境や生き物に対する意識を高めることができるような、河川条例が必要だ。

<施策・事業の評価>

- ・資料2の1ページに「説明資料(第1稿)には便益/事業費の評価の観点が見落している」との意見があるが、これについて確認したい。この意見は環境の修復や保全の効果を金額的に算出せよということなのか。もしそうであればいろいろな手法を使い、仮定をすれば算出はできると思うが、それでよいのか。また、仮に算出して、便益÷事業費が1を割っ

ていたからといって、そのような事業を中止してよいのか。その辺りを議論頂きたい。(河川管理者)

→効果を出せというのではなく、どれくらい環境が改善されたのかという評価をすべきだと考えている。環境回復の評価を金銭に換算せよということは個人的には考えていない。例えば、コストと横軸に、回復された環境の評価を縦軸にとった場合、直線の右肩上がりではなく、おそらく頭打ちのカーブかロジスティック曲線のグラフになるだろう。そのグラフにおいてかけたコストに対して最適の効果が得られるようなコストをかければよいのではないか。

→環境の評価を定量的に示すのは非常に難しく、アメリカ等では、まず代替案を示し、それぞれに案に対して◎○△×といった定性的な評価が行われている。広島市の都市交通のような場合、定量的評価を行っており、原単位の重み付けをどう考えるかによって結果が違ってくるといふ大きな問題があるが、数値的に表現できないことはない。

→自然環境を考えたときには、便益／事業費の評価を度外視してもやらなくてはならないこともある。

#### <丹生ダムの検討項目>

- ・説明資料(第1稿)の4.6.3「各ダムの整備方針」の丹生ダムの項目の中にある「琵琶湖の急速な水位低下を軽減するための容量確保を検討する」の意味が分からない。琵琶湖の水位低下については洗堰操作規則の見直しを提言しており、ダムに頼れとは提言していない。また、万が一頼るにしても、ダム湖の水質の悪化の影響が考慮されていない。再考が必要。

#### <水陸移行帯の定義について>

- ・提言では「水陸移行帯」という言葉が使われているが、説明資料(第1稿)では「水辺移行帯」で統一されている。どのような意図があるのか、河川管理者にお聞きしたい。

→提言にある「水陸移行帯」と同じ意味で記述しており、分けて認識しているわけではない。用語の選択については、ご意見を伺いながら検討していきたい。(河川管理者)

→僅かな増水で川幅が広がっていく、なだらかな浅い部分が水陸移行帯だと考えている。どちらの言葉を使うにせよ、図などを用いてきっちりと定義しておくべき。

- ・資料2の5ページに「今のところ水陸移行帯という区分を新しく設定する予定はない」と河川管理者が答えたように記述されているが、誤解があるといけないので補足説明をした。提言には「新たに水陸移行帯という区分を設け、利用を厳しく制限し、保全と再生を行う」と記述されている。これに対して河川管理者としては、河川の連続性を修復するという考え方から見て、川の中に線引きをして区分することには疑問があったので、説明資料(第1稿)には水陸移行帯という区分の設定については記述しなかった。もちろん、水陸移行帯を大切にしなければならないという考え方については同意しており、提言と一致していると考えている。(河川管理者)

→水陸移行帯、いわゆるエコトーンは生物の多様性が集中する場所であり、ある時は水域になり、ある時は陸域になるなど、入れ替わりがある区域なので、ゾーンとして設計するのは難しい。河川管理者の理解と大きくはちがっていない。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第3回治水部会（2003.4.10開催）結果概要（暫定版）

03.05.16 庶務作成

開催日時：2003年4月10日（木） 9：30～12：20

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海 9

参加者数：委員 11名、他部会委員 1名、河川管理者 22名、一般傍聴者 63名

### 1 決定事項

特になし

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、第19回委員会（3/27）の報告などが行われた。

#### ②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より、資料2-3「淀川水系河川整備計画説明資料（第1稿）における治水・防災の説明資料」を用いて、提言の新たな理念をどのように評価して、具体的な整備内容に反映したのかを中心に説明が行われた。その後、休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。主な内容は「3 主な説明と意見交換」を参照。

#### ③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「ダム建設については、費用負担の実状等も一般に情報公開すべき」「地域の協議会では新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい」等の意見が出された。

### 3 主な説明と意見交換

#### ①河川管理者からの主な説明

河川管理者より、資料2-3「淀川水系河川整備計画説明資料（第1稿）における治水・防災の説明資料」を用いて、提言の新たな理念をどのように評価して、具体的な整備内容に反映したのかを中心に説明が行われた。

#### <基本的なスタンス>

提言の新たな理念を受けて、近畿地方整備局が治水と環境をどのように考えているのか、その基本スタンスは以下の通り。

○これまで河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、あらゆる河川整備において河川環境の修復を図る。

○河川整備には河川環境の修復（河川形状の回復、土砂移動の連続性の確保）が主目的のものや治水が主目的なものがあるが、以下のことを前提として、今後整備を進めていく。

- ・全ての事業において常に慎重なモニタリング・評価・フィードバック
- ・流域のあらゆる関係者の連携協力
- ・計画の進捗チェック、随時の柔軟な見直し

## <河川管理者の考える理念の転換>

従来は一定規模の降雨を対象目標として河川整備を行ってきたが、この考え方を転換して、「破堤による被害の回避・軽減」「地域特性に応じた治水安全度の確保」の2つを大目標とした。

### ○破堤による被害の回避・軽減

#### 1) 情報の伝達、避難体制の整備等

河川情報の提供システムの強化、洪水予報・水防・警報システムの強化、住民等への河川情報のわかりやすい表示、水防訓練等の実施

#### 2) 被害ポテンシャル低減対策

避難誘導、土地利用誘導、流域内保水機能・貯留機能強化の実現に向けて洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）で検討

#### 3) 堤防強化

- ・恒久的な対策としての高規格堤防：淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部の防御を重点的に実施。まちづくりとの調整が必要なため、長期化。
- ・応急的な対策としての堤防強化：早急に対応が必要な箇所を「緊急堤防強化区間」と定め優先的に実施。それ以外は他の施策も含めて実施。

### ○浸水被害の軽減

#### 1) 狭窄部上流の浸水被害の解消

保津峡、岩倉峡、銀橋は下流堤防の破堤危険性を増大させるため、当面は開削を実施せずに、一庫ダムや日吉ダムの治水機能強化検討や上野遊水地事業の継続実施等によって、既往最大規模の浸水被害の解消を図る。

#### 2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

瀬田川下流域流下能力の確保、天ヶ瀬ダムの放流能力増強のための既存施設の再開発の見直しの検討、天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果を踏まえた塔の島地区での河道掘削の実施、新隠元橋架橋の継続実施

#### 3) 無堤地区等の浸水被害の軽減

すでに一連区間の整備が進められてきており、ごく一部の区間のみが未整備である区間等については、速やかに事業を完了する。

## ② 主な意見交換

### <堤防強化対策について>

#### ○堤防強化の基本的考え方

- ・あらゆるところを高規格堤防化することが良いのかどうかは議論すべき。また、恒久的なものが高規格堤防化で、応急的なものが既存堤防の強化というのはおかしいのではないか。
- ・霞提も1つの堤防強化対策だと思うが、河川管理者の考えている「応急的」な堤防強化対策とはどういったイメージなのか。

→スーパー堤防よりも短期間で整備できるが、越水にも耐えられるとは言い難いため「応急的」と名付けた。また、これまで堤防を整備するたびに「これでもう安全だ」という幻想を与えてきた。同じことを繰り返したくないという思いから「応急的」としたが、名称については検討したい。（河川管理者）

- 地域特性や自然環境等を考慮すれば、スーパー堤防が「恒久的」な破堤回避対策だとは言えないのではないか。
- 相手が自然である以上、「恒久的」はあり得ない。また、スーパー堤防といえども、河床が上昇すれば危険だ。
- 土地利用との関係によっては、堤防を取り払い霞提みたいなものをつくり、その周辺を市街化しないということもあり得る。今後、沿川自治体等と協議して決めていきたい。(河川管理者)
- ・スーパー堤防が無理なところは全て「応急的」堤防強化で対策していくということだが、他に方法はないのか。これでは、すべて川の中で対応しようとしているようで「堤防には頼らない治水」としている提言の理念と矛盾しているのではないのか。
  - 当然、流域対策も行っていくが、今ある堤防をそのまま放置しておいてよいというわけではない。流域対策は時間がかかるため、並行して堤防強化も行っていくべきだと考えている。全川で堤防強化が必要かどうかは、洪水ポテンシャル低減方策協議会等で議論していきたい。(河川管理者)
- 緊急対策区間の設定方法と実施の優先順位
  - ・堤防強化区間の条件として、人家が連たんしている地域が挙げられている。被害を受ける側から堤防強化区間を設定するだけでなく、堤防の強度に応じて設定するのも1つの方法ではないか。
    - 250mm以下の降雨によって越水破堤する地域、500mm以下の降雨で越水破堤する地域も条件としており、この中で堤防の強度を加味している。(河川管理者)
  - ・堤防強化の優先順位が示されているが、そこに至る過程で住民は関われないのか？
    - 優先順位についても原案に示される。その内容については住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい。
- 技術開発
  - ・提言で記したハイブリッド型など手法はいくつかあると思うが、今後の技術開発は？
    - 新たな技術検討の場を早急に作り検討したい。(河川管理者)
    - 河川管理者には堤防の専門家が少なくなっているのではないか。10年前の堤防とほとんど同じようなものが案として出されている。
- 自然環境と堤防強化
  - ・資料 2-3 には堤防強化対策の事例が紹介されているが、対策を実施した後の堤防の自然環境はどうなっているのか。モニタリングは実施されているのか。
    - 表土に芝生を張っているだけなので、モニタリングは行っていない。高槻の鶴殿地区では、法面を元に戻した後、そのまま放置して、モニタリングをしている。(河川管理者)
  - ・自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか。(部会長)
  - ・一般的に言えば、回復不能なほどに自然環境が破壊される前に、予防的な見地から検討を行う習慣が重要。堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要であり、堤防の植生に対しても砂に対しても予防的な見地で検討してから対策を実施していくという習慣が重要。
  - ・河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くなるのか、弱くなるのか。自然と土木建築物との関係を考え直さないといけない。

→次回に河川管理者にお答えいただきたい。

- ・本日は超過洪水対策としての堤防に集中しすぎている感があった。堤防だけではなく、遊水池などの様々な方法についても検討したい。(部会長)

#### <狭窄部上流の浸水被害対策について>

- ・提言同様、説明資料も狭窄部は当面開削しないとしながら、既往最大規模の浸水被害の解消を図るとしている。これができれば良いが、非常に困難なことではないか。
- ・狭窄部上流の被害軽減対策として日吉ダムや一庫ダムの治水機能強化が検討されている。近年は短期的な気象の予測精度も向上しているため、放流方法の見直しで対応できないか。

→ダムの嵩上げ、堆砂容量の見直し、操作規則の変更も視野に入れて、見直しを行なっていく。(河川管理者)

- ・例えば、銀橋狭窄部の浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化検討が記載されているが、他にも選択肢はある。いくつかの選択肢の中からその手法が選ばれた検討過程についても記述して頂きたい。

→一例として一庫ダムをあげているにすぎず、説明不足である。(河川管理者)

- ・岩倉峡上流の浸水被害軽減対策として、「流域内の貯留施設等の検討」とあるが、説明して頂きたい。

→防災調整池、農業用ため池とかがあり、それらの全部を考えていきたい。(河川管理者)

- ・対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまう。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。

#### <被害ポテンシャル低減対策方策協議会について>

- ・被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。

→地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者（沿川自治体、地下空間管理者、气象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治水-5 参照）とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6 に、土地利用誘導についてはシート治水-7 に記載していることを考えている。(河川管理者)

→地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくることが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。

→まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出していないととイケない。

#### <情報伝達・避難について>

##### ○洪水時の夜間の対応について

- ・洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違ってくるはずだ。どのような対策を考えておられるのか。

→現在の情報提供システムは、基本的には24時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していくしかないというレベルにとどまっている。常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していくしかないと考えている。(河川管理者)

- ・洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。

○地域特性に応じた伝達について

- ・緊急対策区間とその他の地域とは、情報の提供・伝達システムが違ってくるべきではないか。それによって意識付けもできるのでは  
→基本的には、地域で差を付けることなくやっていくべきだと考えている(河川管理者)

<その他>

- ・現在までにつくられたダムで500mmの降雨をどこまでカットできるのか、教えて頂きたい。  
→河川管理者には、次回の部会でお答え頂くようお願いしたい。(部会長)

③一般傍聴者からの意見：1名から意見が出された。

- ・委員会では、財政面について審議されていない。ダム建設の費用は、全ての工事が終了してから、関係者間で割り振られると聞いたが、住民はこういった財政面の実状について知らされておらず実態を知らない。一般に情報公開すべきだ。
- ・地域の協議会では、新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい。地域には、古くから住んでいる住民の長のような存在がおり、新しく移り住んできた人の意見がなかなか採り入れられないような現状がある。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第4回治水部会（2003.4.14開催）結果概要（暫定版）

03.5.16 庶務作成

開催日時：2003年4月14日（月） 9：30～12：30

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 松の間

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者23名、一般傍聴者145名

### 1 決定事項：特になし

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに報告が行われた。

#### ②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より資料2-3-1「ダムに関する説明資料」、2-3-2-1「宇治川塔の島地区改修計画説明資料」、2-3-2-2「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」を用いて説明が行われた。その後休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で意見交換が行われた。主な内容については「3 主な説明と意見交換」を参照。

#### ③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から「洗堰操作規則の見直しは計画中のダムで対応すればこれまでの上下流の合意に抵触しないのでは」「日吉ダムでは貯水率何%まで放流しているのか」「青野ダムの魚道について建設後に住民等に意見を聴くやり方は疑問」「ダムについて建設費用の負担方法等、財政面も一般に説明してほしい」等の意見が出された。

### 3 主な説明と意見交換

#### ①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より資料2-3-1「ダムに関する説明資料」、2-3-2-1「宇治川塔の島地区改修計画説明資料」、2-3-2-2「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」を用いて説明が行われた。その後休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。

#### ○宇治川塔の島地区改修計画について

<河川管理者からの主な説明内容>

- ・説明資料(第1稿)では塔の島地区について、「天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果及び下流の破堤対策の進捗を踏まえて河道掘削を実施」と記述されている。
- ・河道掘削の必要性としては、次の2点が挙げられる。

1. 宇治川、淀川の洪水後、琵琶湖の水位をできるだけ下げるため、琵琶湖からの放流量を増大させる。
2. 宇治川洪水時、溢水頻度を少なくする。

- ・河道掘削は、下流の安全度や歴史的な景観、鵜飼、周辺の生態系などへの影響があるため、昭和 48 年に設置された宇治橋付近景観保全対策協議会をはじめ、長年検討が行われた。
- ・平成 12 年の塔の島地区整備計画検討委員会において、次のことが決定した。
  1. 河道を平均 1.1m 掘削して 1500m<sup>3</sup>/s を流せるようにする。
  2. ナカセコカワニナ等の生態系保全のため、河岸付近を緩勾配にする等、配慮する。
  3. 亀石周辺の水位が下がりすぎないように、上流から水を引く等の検討を行う。
  4. 鵜飼に必要な水深或いは流速を確保するため、緩流区間を維持できる掘削手法をとる。
  5. 係船施設の建設予定地が、ナカセコカワニナの主要生息地であるため、再度検討する。

#### <主な意見交換>

- ・河道を 1.1m 掘削するということが、環境などへの影響はどうお考えか。(部会長)
  - 1.1m 掘削するので、平水時の水位も 1.1m 低下することになる。これによる環境への影響については、検討中である。景観については、平等院側から見た塔の島の景観が変化しないよう、塔の川（平等院側の川）の水位低下を避けるため落差工を設置している。(河川管理者)

#### ○琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について

##### <河川管理者からの主な説明内容>

- ・琵琶湖に流入する一級河川 120 本に対して、流出する河川は瀬田川の 1 本しかなく、湛水時間が長い。このため、琵琶湖沿岸では浸水被害が発生しやすく、長期化する原因のひとつになっている。
- ・琵琶湖沿岸には、琵琶湖総合開発によって湖岸堤が整備されたが、琵琶湖に流入する河川で発生する洪水（内水被害）を防ぐことはできない。内水被害を軽減するためには、琵琶湖の水位を上げない、また、水位が上がった場合には速やかに下げる必要がある。
- ・琵琶湖の浸水被害を軽減させるためには、可能な限り琵琶湖からの放流量を増大させる必要があるが、下流宇治川の景観等の検討経緯等を踏まえると、宇治川（塔の島地区）の改修は 1500m<sup>3</sup>/s が限界。
- ・宇治川の流下能力が 1500m<sup>3</sup>/s 確保されたとしても、現在の瀬田川では 1500m<sup>3</sup>/s を流せないため、瀬田川の流下能力の増強が必要。瀬田川の河床掘削の他、鹿跳溪谷では自然景観を保全するために当該区間を迂回するトンネル等を検討する。
- ・宇治川の流下能力が 1500m<sup>3</sup>/s 確保されたとしても、現在の天ヶ瀬ダムでは安全に 1500m<sup>3</sup>/s を放流できないため、天ヶ瀬ダムの放流能力の増強が必要。
- ・以上を踏まえて、整備計画では次の通り記述している。1) 塔の島地区において天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果及び下流の破堤対策の進捗を踏まえて河道掘削を実施。2) 新隠元橋架橋（京都府と一体施工）に合わせた引堤を継続実施。3) 琵琶湖後期放流に対応するため、狭窄部に設置されている天ヶ瀬ダムの放流能力を増強するため、既存施設の改造等を含めて再開発の見直しを検討。また、天ヶ瀬ダム再開発事業については、1) 琵

琵琶湖周辺等の浸水被害の軽減を図る。2) 放流能力の増強に当たっては既存施設の有効利用を検討する。3) 利水について、水需要を精査確認する。

- ・ 以上のような治水対策と春から夏秋に琵琶湖の水位が下がりやすく琵琶湖の環境が悪化していることも十分考慮して、水位管理の見直しを行っていききたい。

#### <主な意見交換>

- ・ 現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべき。今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討されるお考えかお聞きしたい。

→すでに合意されたものだからと言って見直しを行わないということはない。一般的な回答となるが、合意の妥当性も含めて検討し、必要であれば関係者の同意を得ながら変更する。(河川管理者)

→整備計画には、そのような検討の方向性なども明確に記すべき。

→説明資料(第1稿)には、「治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討する」と記している。これは、過去の合意についてもその内容も含めて真摯に検討する、という趣旨である。(河川管理者)

→瀬田川と琵琶湖の関係を、狭窄部とその上流部だと考えれば、現在の合意内容である、下流に流量増加の危険がある場合の全閉操作と、その後、下流が安全な範囲で琵琶湖周辺の浸水被害を無くすために可能な流量を流す後期放流は、それぞれ「狭窄部を開削しない」「地域特性に応じた治水安全度の向上」という提言の理念に沿っているのではと考えている。(河川管理者)

→合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。

- ・ 多くの自治体からの意見を見ると、従来路線を継続されたいところが圧倒的である。方向転換していくためには、かなりかつちりとやっていく必要がある。

→方向転換すべき点については、自治体等と調整をしっかりと行っていききたい。過去に決定したという事実だけで押し進めることは考えていない。(河川管理者)

#### ○ダムについて

##### <河川管理者からの主な説明内容>

- ・ ダムについて、ダムのワーキング等で説明した内容を中心に、ダムの一般的な機能、治水上の効果等の治水面を中心とした説明が行われた他、利水上の効果、ダム貯水池の濁水の状況と対策、ダム貯水池の水温変化と対策、ダムの事業費、ダムの撤去、ダムに関する災害事例について説明が行われた。

##### <主な意見交換>

##### ◇治水の理念転換をうけたダムのあり方

- ・ 本日は、これまでのダムの考え方の説明に終始しており、提言を受けて、従来の考え方からどう変えようとしているのは不明だった。河川管理者は、提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか。(部会長)

→提言を受けて、治水上のダムのあり方や位置づけが大きく変わっていくのは確かだ。しかし、どのように変わるかは個々のダムによって異なるため、次回委員会以降の

ダムに関する説明の際に説明したい。(河川管理者)

- ・今日、個々のダムについての説明はできないとしても、「全体として、特に治水について、こういった観点からダムを見直している」程度の説明は可能だったのではないかと。そういう部分はなるべく早めに説明してほしい。(部会長)
- ・25年前ほどに旧河川審議会が総合治水という考え方を示してから、治水の考え方を見直そうという流れがあった。流域委員会の提言もその流れに沿ったより具体的な内容だったと思う。このような変化の中で、今やろうとされていることがどう位置づけられ、転換していくのかを示してほしい。
  - 我々は、提言に記されている治水の理念転換と第1稿の治水の方針は一致していると考えている。この点に関してダムがどのように寄与するのか、他の代替案も含めて、次の委員会では説明したい。具体的には、従来のように下流のある地点で何 m<sup>3</sup>/s の流量をカットするために上流のダムを位置づける、という説明にはならない点が大きな転換点だと思う。(河川管理者)

#### ◇ダムの検討、説明にあたっての考慮点

- ・ダムの必要を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていけばダムは必要無いかもれない。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要、という説明が考えられる。
  - 河川整備計画は、今後20～30年を対象としているため、この期間内において何をしていくのか、という説明になる。(河川管理者)
- ・今後、ダムについて説明して頂くときには、次の点を考慮してほしい。
  1. 例えば、ダムではない選択肢（巨椋池を復活させた場合など）を示した上で、どういった場合にダムでなければいけないのか。
  2. 「治水目的以外のダムでは、洪水の場合にはダムの有無は関係なく同じ流量が流れる」との説明があったが、ダムが有った場合は無い場合と比べて高いところから水が流れるため、被害ポテンシャルは高まるだろう。このような問題も含めたリスクマネジメントについて、治水（ダム）面からどのように考えるのか。
  3. 水需要管理を進める立場に立った場合、ダムをどう考えるのか。
  4. 自然環境とダムの関係について、ダム貯水池の中だけではなく、周囲の自然環境への影響も含めて、ダムをどう考えるのか。
  5. 選択取水設備等の水質改善策の評価として「改善率」ではなく、「達成率」がどうかを踏まえた議論。
- ・ダムの見直しについて説明頂く際は、ダムサイトや流域の状況、ダム以外の代替案等について、考え方や問題点などを十分出して頂いた上で説明願いたい。
- ・ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけではなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較されるのかどうかお聞きしたい。
  - 水利計算上の効果だけでなく、時間のスパンの考慮や現地での社会的影響も含めてどのように評価しているかを説明することになる。(河川管理者)
- ・4/21の委員会当日に資料を頂いて説明を受けても、その場で十分に理解して意見を出すのは困難である。住民へのわかりやすい情報提供という意味合いからも、今、考え方の枠組みだけでも示してもらえないのか。

→次回の委員会で我々が提示するダムの資料、説明は議論のスタートであって、それ以降、「説明や資料が不足している」という場合には流域委員会からの要請に応じて、追加の説明や資料提出を行う。「これで議論を打ち切って下さい」とは一切言わないので、部会や委員会で議論をし尽くして頂きたい。(河川管理者)

#### ◇治水の考え方について

- ・治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第1稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。

→説明資料(第1稿)には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。(河川管理者)

#### ②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から意見が出された。

- ・上下流の主張の妥協の産物である琵琶湖総合開発に関する合意事項を見直すには、より良い案が出される必要がある。計画中のダムの見直しで対応する考え方もあるのでは。
- ・日吉ダムからの補給によって保津川下りの流量が確保されたとの説明があったが、貯水率何%まで放流しているのか。

→規則はなく、渇水調整会議にて決定している。(河川管理者)

- ・青野ダムの魚道に関する説明があったが、十数億円もする施設について建設前ではなく建設後に住民やNGOに意見を聴くというやり方は疑問に感じた。また、魚道をつくっても、青野ダムにはブラックバスばかりなので無駄だったという話もある。
- ・ダム建設費用は全ての工事が完了してから関係者間で割り振るということ聞いた。法的に財政についてどのように決められているか等も一般に説明頂きたい。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第3回 利水部会（2003.4.14開催）結果概要（暫定版）

03.5.13 庶務作成

開催日時：2003年4月14日（月） 13：30～16：30

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 桐の間

参加者数：委員10名、他部会委員2名、河川管理者23名、一般傍聴者145名

1 決定事項  
特になし。

### 2 主な意見

#### ① 河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

部会長より資料2-1を用いて利水部会論点の説明、河川管理者より資料2-3-3を用いて、利水の現況等に関する補足説明（水需要の精査確認、用途転用等）が行われた。その後、委員による意見交換が行われた。

#### ○ 利水部会論点のまとめ（部会長）

これまでの部会で、一定の枠内での水需給バランス、渇水時等の一時的アンバランスへの対応、総合的水需要管理に対応するための水需要管理協議会の設置が議論されてきた。

利水の全体的な方向性は、社会全体として節水型社会を実現し、河川からの取水量を抑制すること、新規の水資源開発を抑制することで、環境流量を確保し、環境と共生する利水を実現する。本日は、環境と共生する利水を実現するための水需要管理の目標・手法について、社会での対応、河川での対応、現在可能な対応、将来的な対応等の切り口で議論したい。

例えば、水需要実態の把握のための手法としては、水需要予測の精度向上がある。水需要管理のための社会的対応としては、節水、再利用を促進し、水使用量を抑制する啓発という手法が考えられるのではないか。河川水への依存量を抑制するための手法としては、水源の分散や未利用水源の活用。水利権と使用実績の乖離への対応として、転用の可能性を検討する。水使用を抑制することで、環境流量を確保し、河川環境を良好に保つなどが考えられる。以上を大きなフレームとして確認頂き、部会としての共通理解として、説明資料の検討の指針としたい。

#### ○ 主な意見

##### <全体的な意見>

- ・ 大転換を提言した利水の部分が説明資料では1ページしかない。これだけしかやれないのか。提言を真摯に受け止めて欲しい。
- ・ 提言の実現に向けて、今すぐは無理でも今後こういう風にやっていくことがわかれば、河川管理者の熱意が感じられ委員もある程度納得するのでは。そのような形で河川整備計画を作って欲しい。
- ・ 河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき  
→水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど利水については我々だけではで

きないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。(河川管理者)

→協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。(河川管理者)

- ・ 河川管理者に頑張れというばかりではなく、委員間で具体的なものが出てくるように議論を行うべき。そのためには、問題設定をきっちりした方が良い。京阪神の水利用を新しい水資源開発を行わずに充足することが大きなテーマである。

#### <水需要の精査確認>

- ・ 資料2-3-3では水需要予測の精度が不十分である。生活用水の需要は人間の生存における必要度の強弱も合わせて検討すべきではないか。例えば植木の散水などは必要度が低くはらずであり、減らされてもそれほど困らないのではないかと。

→各家庭の生活用水の用途までデータを取って調べることは不可能に近い。(河川管理者)

- ・ 用途別の水需要の洗い出しといったレベルまで踏み込まないと提言の「水需要管理」は実現できない。
- ・ 水需要の精査はあるが、水需要予測の精査がされていない。現在の水需要予測の実態を教えて欲しかった。それをもとに今後の水需要を予測し、水資源開発が必要かどうかの議論をするためのデータとして十分ではない。
- ・ これまでは水需要について利水者の言いなりだった面があるが、これからは1つのプログラムをつくってきっちり精査していくことが必要ではないか。
- ・ 利水者の水需要予測に疑問を感じているが、本日の資料にはその見直しがない。今の水需要予測で、いくら水が必要かということを河川管理者は判断するということか。

→本日は水需要の実態として、有収推量部分を示したということである。実態把握から水使用量の抑制、節水なりにつながっていくもののデータとして本日提出した。予測については、新規水資源開発の抑制につながる部分として、水需要予測の精度向上と転用の可能性があり、現在、転用の可能性に重点的な狙いを付けてやっている。

(河川管理者)

- ・ 水需要の精査から出てきたものを数量的にきっちりと詰めることと、非効率な水利用というのはどこに存在するのか、節水に可能性はあるのかについて詰めていただきたい。
- 水利権量と実際の水道等の取水量に乖離があったとしても、川からみれば、実際に必要な量しか取られていないのだから、それがすなわち非効率な水需要とは言えないのではないか。(河川管理者)

#### <水利権の用途転用>

- ・ 複数自治体間で上水道の水利権を交換することも論理上は可能である。
- ・ 複数自治体間の用途転用は難しいだろう。インセンティブ等、用途転用を推進する仕組みを作るべきである。

→同自治体内における用途転用(ex.大阪府の上水道と工業用水での用途転用)は比較的容易だが、複数自治体間での用途転用は自治体間の調整が主な決定要因であり、河川管理者の権限外のことである。(河川管理者)

- ・ 資料からは、上水道と工業用水とで供給可能量と実績の間には、20m<sup>3</sup>/s程度の乖離が

存在すると読みとれる。新規需要が発生した場合、この大きな余裕量を抱えているのだから、新規需要が発生したとしても計画中のダムも必要ないことを示唆していると考えて良いか。

→表の見方として、供給の近年の実力評価したものとして、大阪、兵庫の工業用水についてはある程度の余裕があるが、水道の方については余裕がない理解している。  
(河川管理者)

- ・ “近年の実力評価” については重要な部分であり、データと算出方法等を明記して欲しい

→近年の実力評価については、過去何回か説明しているように、水資源は電力等とは異なり供給量が雨の降り方により変動するものであり、現在の水資源開発施設は雨の多い時期を前提として計画されているため、近年、雨があまり降らないとすると供給量は減少する。それを“近年の実力評価”と言っている。(河川管理者)

→グラフには計画・工事中のダムの水利権量を追記し、それらを含めて議論すべき。また、近年の実力評価について、計画工事中のダムの計画された時点での実力評価を追記し、対比する形でなければ総体としての議論はできない。

#### <既存水源（ダム等）の効率的運用>

効率的な水源操作を検討すべきである。

#### <水需要管理協議会>

協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき。

#### <関係省庁、自治体との連携>

従来の縦割り行政の改革も提言に盛り込まれている。河川管理者は従来の権限外にも踏み込んだ整備計画を策定すべきである。その上で阻害要因を委員会と河川管理者の間で検討すべきなのではないか。

#### <その他に関して>

水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。消費側の実態を把握するために、委員会でアンケートを実施してはどうか。

#### ② 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・ 個々の家庭の水利用の用途別使用量を調べることは、不可能ではないか。渇水時に環境用水を維持するための都市用水や工業用水等の用途転用について、委員会ではどのように考えているのか。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第3回 住民参加部会（2003.4.11開催）結果概要（暫定版）

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003年4月11日（金） 14:00～17:00

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大・中ホール

参加者数：委員 12名、河川管理者 17名、一般傍聴者 40名

### 1 決定事項

- ・ 第4回住民参加部会を4月18日（金）14:00～17:00に天津市のピアザ淡海にて開催する。
- ・ 各委員は、4月15日（火）の午前中までに、i）説明資料（第1稿）と、ii）「一般意見の聴取・反映方法について（案）」（資料3）についての意見を庶務に提出する。また、ii）に記載する「関係住民」の範囲（国民全体を含めるか否か）についての意見を早めに庶務に提出する。
- ・ 各委員から寄せられた意見を作業部会メンバーが検討し、「一般意見の聴取・反映方法について（案）」の修正版を次回部会に提出する。

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

#### ②住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会によるとりまとめ案について説明があり、その後、意見交換が行われた。

#### <主な話題>

- ・ 現行法で定められた範囲内で提言を行うのか、これまでにない新しい視点を含めたものとするのか、提言のスタンスについて。
- ・ サイレントマジョリティの捉え方について
- ・ 公聴会、対話集会、ワークショップ等の位置付けについて
- ・ ファシリテータや第三者機関の意義と役割、人物像について

#### ③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに説明が行われ、その後、説明資料（第1稿）や整備内容シートに関して、考え方や視点に追加すべき事項、協議会や委員会等における住民参加のあり方など整備内容についての意見交換が行われた。

#### ④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

### 3 主な意見

#### ○「住民意見の聴取・反映に関する提言」について

##### <問題提起>

- ・ この提言案の内容はまだ十分なものとはいえない。住民意見聴取についても、事案ごと、地域ごと、河川ごとに、さまざまなバリエーションが考えられる。試行錯誤を繰り返し、そのプロセスが住民自治へとつながることになる。行政と民間の協働、実践が不可欠である。(川上作業部会リーダー)

##### <提言内容の法的な枠組み、スタンスについて>

- ・ 住民参加の計画策定手続きは法的な手続きに関わる部分だが、現行法に少し上乘せした実現可能性のある手続きで行うのか、それとも現行法を超越した全く新しいことを行うのか、そのスタンスを先に議論しておく必要がある。公聴会や対話集会のあり方、ファシリテーターや第三者機関の位置付けにも関わってくる。
  - ワーキンググループの議論では、対話集会を議論の場として位置付け、従来型の公聴会とは異質なものとしている。これは河川法に記載されている公聴会等に含まれると考えてよいか。
  - 河川法第16条の2項では「公聴会の開催等」と記されている。提言にある対話集会を公聴会として位置付けるならば問題はないと思われるが、そうではないならば難しいかもしれない。(河川管理者)
  - 公聴会のやりかたは、どこにも記されていない。さまざまな方法を試し、この対話集会を河川法における公聴会として位置付ければ、それを河川管理者が尊重していただけるのではないか。
  - 河川法に従っていくのなら、全体として河川法16条2「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための必要な措置」という言葉の定義づけを行うべき。また、この中には「河川管理を住民に戻すべき」と書かれているが、河川法を越えたところで切り分けを行い、30年、40年後の長期的な視点で入れた目指すべき方向を示せば、河川管理者にとっても取り扱いやすいものになる。
  - 法律の枠の中で考えるべきではない。いかに法律を超えたことを実現するかという、未来に向けた動きが必要である。法律というものは多様な解釈が存在する。意思決定のプロセスが今後の法律を決めていくのであり、そこをきちんと明記しておくべきだ。
  - この別冊提言に、そこまで期待されているとも思えない。法的に不可能であれば、河川管理者も実行できないだろう。そういう意味では、法的に可能な部分と理想を示す部分を整理したほうがよいのではないか。(部会長)
  - 法的な枠組みについては、公聴会や河川法の「必要な措置」について位置付けができれば、問題なく整理できると認識している。委員の皆さんからも意見を頂戴した上で、文章化も可能である。(川上リーダー)
  - 資料3の3ページの河川整備計画策定に向けてのフロー案の流れを、現状の行政手続きとして行えるかどうかについて、河川管理者にお伺いしたい。
  - 各委員には、そのあたりのことも含めて意見をお出しいただきたい。また、河川管理者には、別冊提言は、ハウツーものをお望みなのか、この種の内容でよいのか、ご意見いただきたい。(部会長)
  - 河川管理者の内部でも議論させていただく。(河川管理者)

- ・ 現在は、説明会、パブリックコメントなどが行われているが、法律の中で公聴会を明確に義務づけられているところはない。この提言の中で、説明会やパブリックコメントを充実させていくことが必要だろう。一方で、ワークショップという言葉がこの提言の中にはでてきていない。説明会の延長として、論点を決めて専門的な知識を誰かがきちっと説明し議論していくというワークショップは提言の中で触れておくべきであろう。その上でさらに出てくるのが公聴会である。

#### <対話集会の議論の対象について>

- ・ 川上リーダーに確認したい。整備計画に「検討する」と書かれているものについても議論の対象にするのか。
  - 作業部会では、“実施”されるものについてのみ議論の対象とするという意見が多かった。これは、“検討”されるものについては“実施”に移す時点で、この方式で意見を聞いて反映できるからだ。(川上リーダー)
- ・ 河川管理者に確認したい。一度「実施」と書いたものを、議論が紛糾したため、「検討」に変えることはあり得るのか。
  - 共通資料の1ページ目に、「随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである」と書いている。それが全てを語っている。

#### <ファシリテータ、第3者機関について>

- ・ ファシリテータとかワークショップという言葉の扱いを決めてほしい。日本語にして、「調整役（ファシリテータ）」あるいは「まとめ役」としたい。
  - 「まとめ役」ではなく「進行調整役」とすべきである
  - 言葉の問題は、後日まとめてもよい。(部会長)
- ・ ファシリテータを「委員以外の適任者」としているが、「委員および適任者」としてもよいのではないか。
- ・ 第3者機関の設置という新しい提言をしているが、ファシリテータが第3者としてちゃんと機能すれば、屋上屋を重ねることになるのではないかと。いたずらに時間をかけることなく十分に議論を尽くすことが可能で、誰もがわかりやすく、参加しやすい仕組みが重要であり、手続きが積み重なることは必ずしもプラスにはならない。そのような観点から第3者機関を議論すべき。
  - 流域委員会で検討された原案に、さらに住民意見等を聞いて計画にするのであれば、対話集会、公聴会はファシリテータのみにすべき。意見を聞いてその判断を第3者に任せるといった形では対話集会は完結しないのではないかと。
- ・ ファシリテータや第三者機関の条件を列挙してみるべきである。個人的な意見だが、ファシリテータの条件としては、①異なった立場の意見の背景を構造的に理解できる人、かつ自分の意見を言いすぎない人、②異なる立場の意見を引き出すコミュニケーション能力を持った人、③社会的な大義を持って進行が出来る人、④異なる立場の人から信頼を得ている人。そして第三者機関は、そのファシリテータの集団であることが構造的に重要である。

#### <公聴会、対話集会を行うタイミングとそれにかかる時間について>

- ・ 河川管理者が計画を策定してから、住民の意見をきくということか。
  - 意見を聞くための公聴会は、もっと前の計画段階からやるべきだと考えている。事案によ

って実施期間も回数も変わってくるだろう。(川上リーダー)

- ・ 資料3の3ページで、「n回実施」となっているが、お互い一步も譲らず水掛け論になるケースなど、これが無限になる可能性がある。その意味で、最終的にまとめるというファシリテータが重要となってくる。  
→n回が無限になってはいけないが、時間をかけて信頼関係を気づくことにこそ、意味があるのではないか。(部会長)

#### <その他>

- ・ 日本人は、サイレントマジョリティではなく多弁になる場合が多くある。多弁な中にどう入り込んでいくかがポイントではないか。
- ・ 資料3の4ページの「地域環境」のトップにくるべきは、「経済性、つまり食べていけること」ではないか。
- ・ 関係住民を全国民にまで広げるのは、対応上現実的でないと思われる。(河川管理者)  
→日本国民なら、一人の納税者として意見を言う権利があるはずである。  
→各委員は、このことについての意見を庶務に提出いただきたい。(部会長)
- ・ 住民参加は、住民と行政がよい関係を保つことができこそ初めて機能する。行政が情報公開や説明会を行っても、その場所が糾弾の場になり形骸化してしまうことも多い。経験上、単なる議論の場ではなしに、住民と行政の協働こそ重要だと思われる。その部分を強調すべきだ。  
→具体的な文書で提出いただきたい。

#### ○ 説明資料(第1項)に関する意見交換

##### <説明資料(第1稿)検討の論点への意見>

- ・ 「ダム」に、住民同士の連携や対話の作り方についての項目が必要である。
- ・ 「利水」に、渇水対策等における住民参加について記す必要がある。

##### <説明資料(第1稿)への意見>

- ・ 流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。
- ・ 住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるをえないことを十分認識してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をしないようにしてほしい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義まできちんと共有できるようにしてもらいたい。  
→既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。  
→説明資料(第1稿)に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する」と明記してほしい。  
→箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。  
→どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。

- ・ハードな視点だけではなく、ソフトな部分の人材育成についての視点も、是非加えてほしい。
- ・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第4回 住民参加部会（2003.4.18開催）結果概要（暫定版）

03.5.14 庶務作成

開催日時：2003年4月18日（金） 14:00～17:00

場 所：ピアザ淡海 3階 ピアザホール

参加者数：委員13名、河川管理者16名、一般傍聴者48名

### 1 決定事項

- ・ 本日の議論の内容を踏まえて、部会長、部会長代理および作業部会リーダーは、資料2-1 補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」を修正し、4月21日（月）の第20回委員会に提出する。
- ・ 資料2-1 補足の内容について、意見のある委員は、5月7日（水）までに庶務に提出する。
- ・ 第5回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ調整する。

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

#### ②住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加作業部会の川上リーダーより、資料2-1 補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、前回からの修正部分について報告がなされ、その後意見交換が行われた。

#### <主な話題>

- ・ 対話集会の位置づけ（現行法に従って開催、運営等）
- ・ 第三者機関の役割と位置づけ（第三者機関の必要性、新たな第三者機関を設置するのは時間的に可能か、第三者機関を委員会が担うべき等）、権限（河川管理者に行うのは勧告か報告か等）について
- ・ ファシリテータの役割、位置づけ、名称、具体のイメージ・人選等について（第三者機関とファシリテータの関係と役割分担、進行調整役等の名称に、人選と決定者等）
- ・ 対話集会の開催方法について（整備内容により適宜開催方法を検討すべき、テーマの設定等について）
- ・ 合意形成までのプロセス／提言が主張すべき住民参加のあり方（協働型か、住民主導型か）／整備計画の策定における住民参加の手続き（フロー）／関係住民の定義／資料の再構成等について

#### ③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

### 3 主な意見

#### ○「住民意見の聴取・反映に関する提言」について

#### < 提言全体および「3. 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催の必要性」について >

#### ○対話集会の検討内容、進め方等

- ・現在の提言内容で、住民参加が本当に実現できるのか疑問がある。現場レベルで実用化するためのよい目安にはなるが、実行するのはまだ困難だと思われる。各地域の事情に合わせて柔軟に運用していくべきだと考える。

→河川管理者は、提言に対してたくさん疑問持っておられるはずである。法的に無理なことや問題点等があれば述べてほしい。(部会長)

→決定権を河川管理者以外に与えることになると法改正が必要となるが、今回の住民参加の提言内容は、現行法手続きの範囲内を前提とすることとなったため、法的な問題は無い。提案している第三者機関を対話集会や公聴会とは違った視点で行うとすれば意味があるが、本日の提言内容では、その点がまだ不透明であり、対話集会や公聴会と第三者機関の役割分担が必要である。説明をつくし、議論をつくす場としての役割が本来ではないか。

→対話集会は、議決を出す場にはなじまないと判断している。(作業部会リーダー)

→対話集会で決着がつかない場合、賛成派と反対派双方が代替案を出し合い、それを繰り返すことによって社会的な合意形成を図るということをシステム化していく必要がある。

- ・対話集会にはどのような人をどのくらい集めるべきなのか、その辺のイメージを教えてください。(河川管理者)

→住民の意見は多様であり、経験上、会議の場だけで解決できるものでもない。お互いを理解した上で意見をとれるような取り組みを行うには、一緒に現場で自然の保全等の活動を行っていく中でお互いを理解し、信頼関係が生まれることが重要。

→対話集会で集める関係住民の選定については、中立の立場である第三者が行わなければならないので、流域委員会が選定委員会を作り、選出すべきである。法的に可能な範囲で、解決スピードがあり、議論を先導していくタイプの委員会が必要だ。

- ・4 ページのフローに委員会があるが、対話集会、ワークショップ等に委員会に関わるのか(部会長)

→求められれば出席する。必ずしも関わる必要はない。(作業部会リーダー)

→第三者機関を委員会とするのであればフローから委員会を削除した方がよい。

- ・そもそもこの提言は総論なのか、各論なのか。総論ならば詳細がはっきりしないため、他の部会で話し合われている個別具体的な各論的問題に対応できるかどうか分からない。また、説明会と公聴会は異質なものであると認識いただきたい。

→この提言は整備計画策定に向けての具体的な方法についての提言である。個別の事業において、これとは別のよい方法があるなら、そちらで進めてもらってもかまわないと思っている。(部会長)

#### ○第三者機関の役割、位置づけ、イメージ

- ・第三者機関とは何か。流域委員会を意味するのか、別組織をつくる必要があるのか。(河川管理者)

→第三者機関は、流域委員会が最適であるとお考えなら、委員会が行うこともありえるが、今のメンバーで固定して考えたくはない。また、第三者機関とファシリテータが

重なってはいけないという考えから、ファシリテータは委員会委員を除く適任者としている。(作業部会リーダー)

→第三者機関を委員会とは別の新たな組織であるとするとなを法的根拠にするのか問題がある。

→“第三者機関”とせず、“委員会”とすればよい。

→第三者機関をこの流域委員会がやると固定する必要もない。

→委員会は、例えばダム問題について、ひとつの意見を出しているのであり、中立性があるとは言えない。

→第三者機関と委員会が別組織であるなら、第三者機関と流域委員会の議論が対立した場合に問題が生じる。これから新たに第三者機関を立ち上げるのは現実的に難しい。我々としては、流域委員会にやってもらいたいと思っている。(河川管理者)

→委員会の権限を現在のものから少しふくらませて河川管理者から対話集会に関する諮問を受けて、意見を述べるという形にすれば法的な仕組みとしてできるのでは。

→流域委員会には、2年間の相当な議論の蓄積があるし、その分、第三者より判断能力があると考え。ここは、“委員会”と改める。(部会長)

・第三者機関が河川管理者に対して行うのは報告なのか、勧告なのか。勧告であるなら法的な問題が生じるのではないか。(河川管理者)

→第三者機関が委員会であるならば、勧告ではなく報告だろう。

→3(3)について、第三者機関は河川管理者に対して“勧告する”のではなく、“報告”でよい。(部会長)

#### ○ファシリテータの役割、人選等

・第三者機関とファシリテータとの関係を整理しないとイケない。

→ファシリテータが進行役で、第三者機関が調整役という認識でよい。(作業部会リーダー)

・「ファシリテータは委員以外が行う」とあるが、現実にそれにふさわしい人は見つかるのか。

→河川管理者がファシリテータを選ぶとなると、その人の中立性について、住民が危惧をもつ恐れがある。(河川管理者)

→河川管理者がノミネートしたリストを委員会に打診するというにすればどうか。

#### ○関係住民について

・参考事項の「関係住民」の定義がわかりにくい。

→スポーツ等の趣味で川を利用している人などは基本的に含まないと考えている。具体的な法的権利を持った利害関係者を想定している。

→少し補足説明を入れることとする。(部会長)

・「関係住民」の中に、付録でよいが、“女性や子供(若者)も含める”と明記してほしい。

→文章にて提出いただきたい。(部会長)

#### < 提言がめざすべき住民参加のレベルについて >

・住民が主体となってやることを目指すなら、部会として、情報提供、意見による参加、パートナーシップ、市民主導型のうち、どこまでのレベルを求めるのか確認しておきたい。

→住民が意見を述べるだけでなく、できれば住民との協働レベルにしたいと考えている。

(作業部会リーダー)

- 住民主導までをメニューとして加えて提示し、個々の事業においてどの手法を用いるかは行政に判断して頂くのがよい。
- 住民主導で行うとなると、法的な問題もあり現実的に無理がある。(部会長代理)
- 住民との協働までをメニューとし、住民主導は将来の課題としてはどうか。
- 全体の整理も含め、部会長と部会長代理、作業部会リーダーの判断にお任せいただきたい。(部会長)
- このレベルについては、作業部会が提言作成にあたって参考にした資料であり、これについて議論する必要はない。(作業部会リーダー)

#### < 「4. 結果の反映方法について」、「5. 『めやす』(判断基準)」について >

- ・ 5の判断基準の第一段階に“(5) 必然性”の意味がよくわからない。「公平性」にすればよいのではないか。
  - 「公平性」を加えることとする。(部会長)
- ・ 5の判断基準の第一段階、第二段階ともに、記述順序を逆にすべきである。
- ・ 5判断基準の第2段階“(4) 費用効果”とあるが、“費用便益”に変更した方がよいのではないか。

#### < 構成の変更について >

- ・ 8「本抄で用いた用語の説明」の下段「※参考事項」を提言に残すべきか。
  - 8ページの9.「説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方」は、本文に必要な内容であるので、7.「意見反映の過程・結果の情報公開」の次に、9.の内容を入れ、8.全体と10.「ものいわぬ大衆(いわゆるサイレントマジョリティ)からの意見聴取に関する参考資料」を参考事項として編集しなおせばよい。

#### < その他、表現修正等について >

- ・ 4ページのフロー図については、ここに明記された内容でしるべきではない。「上記のやり方、あるいは流域委員会の理念をもとにするこの内容を含むもの」としてほしい。簡略化することも含め、実際に現場でやりやすい方法をとるべきである。
  - 文章にてご提出いただきたい。(部会長)
- ・ 2ページの3(2)「対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の考え方」についてだが、「関係住民と行政」だけではなく、「関係住民同士」も加えるべきである。
- ・ 5ページ3(3)開催方法と留意事項の、進行・調整役(ファシリテータ)の要件についての、⑤“双方が信頼し、信任できる人”ではなく、“お互い”としてほしい。
- ・ 参考事項の表には、出典を明記すべきである。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載していません。